

## 産業廃棄物管理票に関する報告書の提出について（お知らせ）

標記について、毎年6月30日までに富山県知事（富山市内に医療機関等がある場合は富山市長）に提出することとなっております。

まだ報告書の提出がお済みでない医療機関等は、収集運搬業者又は処分業者等と連絡をとり、下記により速やかに対応いただきますよう、お知らせいたします。

### 記

◎富山市内に医療機関等がある場合：富山市長あて提出

〔提出先、問合せ先〕 〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
富山市環境政策課廃棄物対策係 TEL076-443-2178

〔報告書の様式〕 以下のホームページからダウンロードできます。

[http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/sangyohaikibutsu/hai\\_kibutsukanrihyo.html](http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/sangyohaikibutsu/hai_kibutsukanrihyo.html)

◎富山市以外に医療機関等がある場合：富山県知事あて提出

〔提出先、問合せ先〕 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
富山県環境政策課廃棄物対策班 TEL076-444-9618

〔報告書の様式〕 以下のホームページからダウンロードできます。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00005018.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00005018.html)